

不妊治療の保険診療のルールにつきまして

2022年4月より人工授精、生殖補助医療（体外受精・顕微授精）が保険適用になります。保険診療には制限や、保険診療と自費診療を行う混合診療の禁止などの制約もあるため、診療内容によっては自費診療になる場合があります。また、保険適用外の治療を併用する場合は全ての診療が自費診療となります。

タイミング治療： 保険診療

- ※ 診療内容や検査内容によっては自費診療になる場合があります。
- ※ 排卵誘発剤を使用しないタイミング治療は自費になります。

人工授精： 保険診療

- ※ 診療内容や検査内容によっては自費診療になる場合があります。

生殖補助医療： 保険診療（年齢制限、回数制限があります）

- ※希望の方には治療制限の無いオーダーメイド医療の自費診療コースも選択できます。

保険診療の場合は

年齢制限：43歳未満

回数制限：移植回数で制限されます（採卵回数は問いません）

治療開始年齢	40歳未満	6回
治療開始年齢	40歳以上 43歳未満	3回

- ※ 保険診療をご希望でも診療内容や検査内容によっては自費診療になる場合があります。